



# 島根県報

平成20年11月21日（金）

号外 第 138 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第919号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	窪田山口線	出雲市佐田町佐津目628番2地先から同628番7地先まで	前	メートル 5.00	メートル 69.00	道路改良工事 仮設道設置	
			後	5.00～ 8.00	69.00		
"	出雲平田線	出雲市美談町1488番地先から同町1389番地先まで	前 A	3.00～ 6.00	800.00	出雲県土整備事務所  左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	3.00～ 6.00		800.00
				B	4.00～ 9.00		805.00
"	益田種三隅線	益田市東町口557番2地先から同町口528番3地先まで	前	12.50～ 28.00	193.00	道路改良工事 拡幅	
			後	12.50～ 28.00	193.00		
"	"	益田市東町口528番3地先から同市遠田町1780番3地先まで	前	A	4.00～ 4.50	332.00	益田県土整備事務所  左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 一部拡幅 ダブルウェイ
				B	10.50～ 97.00	272.00	
			後	A	4.00～ 4.50	332.00	
				B	10.50～ 97.00	272.00	

## 島根県告示第920号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田種三隅線	益田市東町口402番1地先から同市遠田町1748番3地先まで	メートル 435.00	平成20年 11月21日	益田県土整備事務所	